

函館市中央図書館団体貸出し要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市図書館条例施行規則（平成17年10月12日教育委員会規則第13号）第7条の規定に基づき、団体貸出しの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 団体貸出しを受けることができる団体は、次の要件を満たすこととする。

(1) 市内に活動の本拠を置いていること。

(2) 読書活動の推進による教育・文化の向上を活動の目的としており、6か月以上活動を継続していること。

(3) 責任者が明確であり、資料を適正に保管する場所があること。

(4) 団体貸出を受けた資料を、構成員に対して定期的に無料で閲覧または貸出することができること。

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めた団体は、この限りではない。

(貸出資料の制限)

第3条 貸出資料の対象は、原則として、中央図書館所蔵の資料のうち、団体貸出し用に別置したものとする。

2 現在貸出中の資料の予約および購入希望は受付しない。

(貸出資料の選定および運搬)

第4条 貸出資料の選定および運搬は、団体利用者が行うこととする。

(貸出しの方法、冊数および期間)

第5条 団体貸出を受けようとするものは、原則として、貸出を受けようとする日の7日前までに中央図書館に申し込まなければならない。

2 団体で利用する図書資料の貸出冊数および貸出期間は、別表第1のとおりとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月15日から施行する。

別表第1（第5条関係）

団体種別	貸出冊数	貸出期間
学校	組単位で100冊以内 (調べ学習のため貸出しを受ける場合は1テーマ10冊以内)	1月以内
幼稚園, 保育園	組単位で100冊以内	1月以内
公共施設	100冊以内	1月以内
読み聞かせグループ	100冊以内	1月以内
その他の団体	100冊以内	1月以内